

吹付けアスベストの分析調査費用の助成

建築物の解体・改修工事の際に行う吹付け材（塗装材を除く）の分析調査の費用の一部を助成します。（令和6年度開始）

1. 助成対象者・助成対象建築物

●助成対象者

- （1）区内に建築物を所有する個人又は法人
- （2）区内に所在する分譲集合住宅の管理組合の代表者

●助成対象建築物

区内に所在する建築物のうち、平成18年8月31日以前に建てられたもの

2. 助成の対象となる分析調査

専門検査機関による吹付け材の分析調査*（調査完了後1年以内）

※吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトのいずれかの分析調査

3. 助成金額

吹付け材の分析調査に要した費用の2分の1

（ただし、1,000円未満切り捨て、上限10万円）

4. 助成金の交付申請

豊島区アスベスト分析調査助成申請書に以下の書類を添えてご提出ください。

<申請期限>

- ・アスベスト分析調査実施後、1年以内
- ・4月1日から2月15日（土日祝日の場合は翌開庁日）まで
- （1）建築物の所有者及び建築年月を示す書類（建物の登記事項証明書など）
- （2）解体等工事に伴う事前調査であることを示す書類（工事契約書など）
- （3）（分譲集合住宅の管理組合の代表者が申請者の場合）管理組合の代表者であることを示す書類（直近の総会資料など）
- （4）分析調査実施箇所がわかる書類（平面図や写真など）
- （5）アスベスト分析調査支払い領収書の写し及び費用内訳がわかる書類
- （6）専門業者が作成したアスベスト分析調査結果報告書の写し

豊島区環境清掃部環境保全課公害対策グループ
豊島区南池袋2-45-1 豊島区本庁舎6階2番窓口
TEL:03-3981-2405 Mail:A0015003@city.toshima.lg.jp

アスベスト分析助成手続きの流れ

申請者

豊島区

必要に応じて環境保全課へ事前相談（助成要件の確認）

分析調査を実施

環境保全課へ相談（助成要件の適否及び必要書類の確認）

区へ申請書を提出

<申請期限>
・分析調査実施後1年以内
・毎年度2月15日まで

申請書

受理・書類審査

交付決定

決定
通知書

区へ請求書を提出

<提出期限>
・毎年度3月15日まで

請求書

受理・書類確認

交付金が振り込まれます

交付金

助成金交付処理